

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、学校等における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、学校等における教育課程の基準の改善及び学習指導の改善充実に資することを目的として、「教育課程研究指定校事業」を行っています。

1. 事業の概要

本事業は、全国の学校等や地域を対象に、2か年の指定期間で調査研究を行うもので、本年度は、112 の園・学校・地域を指定しております。これは、①各教科等における幼稚園教育要領・小中高等学校学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究、②伝統文化教育やへき地教育、カリキュラム・マネジメント等の個別の課題における教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究の大きく2種類の実践研究を行っています。

①は、「幼稚園、小学校、中学校」と「高等学校」における実践研究を、各学校種・各教科等につき2校程度、それぞれ隔年で新規に指定しています。本年度は、「高等学校」を中心に新たに38校を指定したほか、昨年度に指定した55園・学校が2年目の研究を行っています。

②は、昨年度から引き続き「伝統文化教育」、「へき地教育」、「カリキュラム・マネジメント」、「ESD」及び「校種間連携」について指定しています。

「伝統文化教育」1校、「へき地教育」3校、「カリキュラム・マネジメント」7校、「ESD」5校、「校種間連携」3地域（8園・学校）が、1年目若しくは2年目の研究を行っています。

指定された学校や地域には、事業を行う上で必要な経費として、1校あたり27万円（校種間連携）は1地域あたり36万円を上限に支出するほか、希望する公立学校のうち一部の学校について

は、義務標準法第15条第6号及び高校標準法第22条5号に基づき、教職員定数が加配されます。本年度は計30校に対し措置されています。

2. 事業の流れ、研究成果の公表

本事業は、毎年おおむね11月に各教育委員会等に対し公募を行い、翌年1月までに応募のあった中から選定の上内定を通知します。4月には、各研究指定校における研究について、当研究所、関係教育委員会及び指定校の間で情報交換を行う「連絡協議会」を東京で開催します（令和2年度は中止）。その後、委託契約の締結を経て、各園・学校・地域において、本事業を実施します。

また、研究成果を広く公表する場として、翌年2月に「研究協議会」を東京で開催します。これは、研究課題ごとに分科会に分かれ、各指定校による発表や参加者による協議、当研究所の教育課程調査官による講評等を、計4日間にわたって行うものです。令和2年2月4日～7日に行った令和元年度の同協議会では、全59の分科会に、全国から延べ4,700人の学校教育関係者に御参加頂き、闊達な意見交換が行われました。



【研究協議会の様子】

各指定校が行う公開研究会の予定や研究成果報告書等の各種情報は、国立教育政策研究所ウェブサイトから閲覧できますので、是非御利用下さい。
(<https://www.nier.go.jp/kaihatu/shiteikou.html>)